

児童福祉法の一部を改正する法律案（閣法第一一 号）（衆議院送付）要旨

本法律案は、我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、すべての子育て家庭における児童の養育を支援するため、市町村における子育て支援事業の実施、市町村保育計画の作成等に関する規定を整備することにより、地域における子育て支援の強化を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、市町村における子育て支援事業の実施等

1 市町村は、児童の健全な育成に資するため、放課後児童健全育成事業及び子育て短期支援事業のほか、居宅において児童の養育を支援する事業、保育所等において児童の養育を支援する事業及び児童の養育に関する保護者からの相談に応じ、情報の提供及び助言を行う事業が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。

2 市町村は、子育て支援事業に関し情報の提供を行い、保護者が最も適切な子育て支援事業の利用ができるよう、相談に応じ、必要な助言等を行う。

二、市町村保育計画及び都道府県保育計画の作成

1 保育の実施への需要が増大している市町村は、保育の実施の事業等の供給体制の確保に関する市町村保育計画を定めるものとする。

2 保育の実施への需要が増大している都道府県は、市町村保育計画の達成その他の市町村における保育の実施の事業等の供給体制の確保に資するため、都道府県保育計画を定めるものとする。

三、その他

1 都道府県児童福祉審議会について、行政処分等に係る事項以外の調査審議については任意とする。

2 児童養護施設等の長は、地域の住民に対して、児童の養育に関する相談に応じ、助言を行うよう努めなければならない。

四、施行期日

この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、三の1に関する事項は、平成十六年四月一日から施行する。